



十七

〇(一)

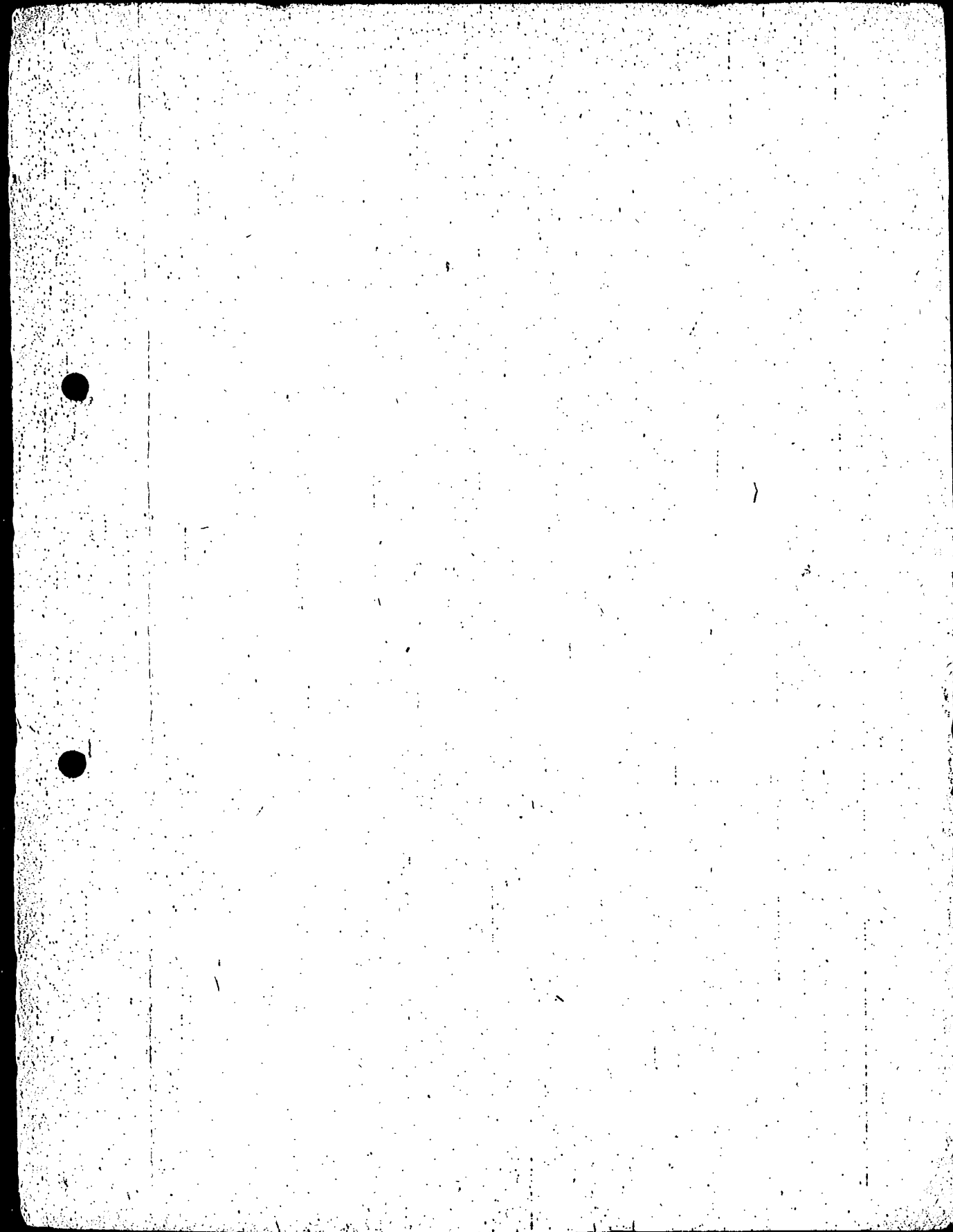
議事録

(一)

戦国因縁負責再審査委員会

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-13
	④4929

4929



目	次	
第一回	一頁	第十二頁
第二回	一頁	十三頁
第三回	一頁	十四頁
第四回	一頁	十五頁
第五回	一頁	十六頁
第六回	一頁	十七頁
第七回	一頁	十八頁
第八回	一頁	十九頁
第九回	一頁	二十頁
第十回	一頁	二十一頁
第十一回	一頁	二十二頁
第十二回	一頁	二十三頁
第十三回	一頁	二十四頁
第十四回	一頁	二十五頁
第十五回	一頁	二十六頁
第十六回	一頁	二十七頁
第十七回	一頁	二十八頁
第十八回	一頁	二十九頁
第十九回	一頁	三十頁
第二十回	一頁	三十一頁
第二十一回	一頁	三十二頁
第二十二回	一頁	三十三頁
第二十三回	一頁	三十四頁
第二十四回	一頁	三十五頁
第二十五回	一頁	三十六頁
第二十六回	一頁	三十七頁
第二十七回	一頁	三十八頁
第二十八回	一頁	三十九頁
第二十九回	一頁	四十頁
第三十回	一頁	四十一頁
第三十一回	一頁	四十二頁
第三十二回	一頁	四十三頁
第三十三回	一頁	四十四頁
第三十四回	一頁	四十五頁
第三十五回	一頁	四十六頁
第三十六回	一頁	四十七頁
第三十七回	一頁	四十八頁
第三十八回	一頁	四十九頁
第三十九回	一頁	五十頁
第四十回	一頁	五十一頁
第四十一回	一頁	五十二頁
第四十二回	一頁	五十三頁
第四十三回	一頁	五十四頁
第四十四回	一頁	五十五頁
第四十五回	一頁	五十六頁
第四十六回	一頁	五十七頁
第四十七回	一頁	五十八頁
第四十八回	一頁	五十九頁
第四十九回	一頁	六十頁
第五十回	一頁	六十一頁
第五十一回	一頁	六十二頁
第五十二回	一頁	六十三頁
第五十三回	一頁	六十四頁
第五十四回	一頁	六十五頁
第五十五回	一頁	六十六頁
第五十六回	一頁	六十七頁
第五十七回	一頁	六十八頁
第五十八回	一頁	六十九頁
第五十九回	一頁	七十頁
第六十回	一頁	七十一頁
第六十一回	一頁	七十二頁
第六十二回	一頁	七十三頁
第六十三回	一頁	七十四頁
第六十四回	一頁	七十五頁
第六十五回	一頁	七十六頁
第六十六回	一頁	七十七頁
第六十七回	一頁	七十八頁
第六十八回	一頁	七十九頁
第六十九回	一頁	八十頁
第七十回	一頁	八十一頁
第七十一回	一頁	八十二頁
第七十二回	一頁	八十三頁
第七十三回	一頁	八十四頁
第七十四回	一頁	八十五頁
第七十五回	一頁	八十六頁
第七十六回	一頁	八十七頁
第七十七回	一頁	八十八頁
第七十八回	一頁	八十九頁
第七十九回	一頁	九十頁
第八十回	一頁	九十一頁
第八十一回	一頁	九十二頁
第八十二回	一頁	九十三頁
第八十三回	一頁	九十四頁
第八十四回	一頁	九十五頁
第八十五回	一頁	九十六頁
第八十六回	一頁	九十七頁
第八十七回	一頁	九十八頁
第八十八回	一頁	九十九頁
第八十九回	一頁	一百頁
第九十回	一頁	一百零一頁
第九十一回	一頁	一百零二頁
第九十二回	一頁	一百零三頁
第九十三回	一頁	一百零四頁
第九十四回	一頁	一百零五頁
第九十五回	一頁	一百零六頁
第九十六回	一頁	一百零七頁
第九十七回	一頁	一百零八頁
第九十八回	一頁	一百零九頁
第九十九回	一頁	一百一十頁
第一百回	一頁	一百一十一頁

総理 應

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行録)

戦肉肉係改更再着査査員会

第一回(五月十四日)全漢鐵事録

一出席者

山口運輸局長 中央事務局長 次長

全委委員 局長 局員

二山口運輸局長 中央事務局長 次長の挨拶

戦肉肉係改更能力排除法別送 各本委員会

改更に及らざるを以て懸念の必要を述べたる上、各

員会連署に因する諸般の注意を述べたる事、項に

ついで説明があり、各委員の協力をお願いする

所もむねの多いものがあつた。

三 委員長互選

各委員の協賛の結果、各委員が委員長に

内閣

JIS 標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

無任なれた。

田養員長あいつ

各委員及び事務局の効力を頼むたいと口
あいつのあつた。

正議事

(一)委員会議事運営要領(四)中分事項

(二)委員会議事運営の日程(四)委員会の報告報告

の期間延長に関する事項(四)決

議案

(一)委員会議事運営要領

一委員長の事務員会の職中司裁一委員

代表する。

委員長の事務員を予め委員長の指名

による委員長の職務を代理する。

内閣

裏面白紙

一、本委員会は定期にこれを用ひて、唯、本委員
 会と認めざるものは、附則に本委員会の組織、
 及びその
 二、委員会は、本委員会の組織、及びその
 附則を、附則に、本委員会の組織、及びその
 三、委員会は、本委員会の組織、及びその
 附則を、附則に、本委員会の組織、及びその
 四、委員会は、本委員会の組織、及びその
 附則を、附則に、本委員会の組織、及びその
 五、委員会は、本委員会の組織、及びその
 附則を、附則に、本委員会の組織、及びその
 六、委員会は、本委員会の組織、及びその
 附則を、附則に、本委員会の組織、及びその
 七、委員会は、本委員会の組織、及びその
 附則を、附則に、本委員会の組織、及びその
 八、委員会は、本委員会の組織、及びその
 附則を、附則に、本委員会の組織、及びその
 九、委員会は、本委員会の組織、及びその
 附則を、附則に、本委員会の組織、及びその
 十、委員会は、本委員会の組織、及びその
 附則を、附則に、本委員会の組織、及びその

（この部分が省略）

表決は、附則に、本委員会の組織、及びその

五、委員会は、本委員会の組織、及びその

内閣

裏面白紙

一、委員名簿

正副委員名簿に記名する。

在りし事項が委員の間で申合せられた。

一、委員名簿の経過及び結果は、外部に披露せず、内部関係は、必要に応じて、委員長及び事務局長を通じて、委員個人に通知する。委員個人は、委員名簿の経過及び結果を、委員個人に通知する。委員個人は、委員名簿の経過及び結果を、委員個人に通知する。

二、委員名簿の経過及び結果は、委員個人に通知する。

委員個人は、委員名簿の経過及び結果を、委員個人に通知する。委員個人は、委員名簿の経過及び結果を、委員個人に通知する。委員個人は、委員名簿の経過及び結果を、委員個人に通知する。

内閣

裏面白紙

個人的接觸は困難なること。

(3) 委員の訪問は、

毎週日曜日及び土曜日午後七時、五月十日

四月十日(但し同日は限らず午後五時)

に限り、定期的には困難なること。

(4) 委員の報告は、

毎週月曜日午後五時、五月十日、六月十日、七月十日、八月十日、九月十日、十月十日、十一月十日、十二月十日、

翌年一月十日、二月十日、三月十日、四月十日、五月十日、六月十日、七月十日、八月十日、九月十日、十月十日、十一月十日、十二月十日、

翌年一月十日、二月十日、三月十日、四月十日、五月十日、六月十日、七月十日、八月十日、九月十日、十月十日、十一月十日、十二月十日、

内閣

裏面白紙

財内関係役員再審査委員會議事録

自昭和二十三年五月二十四日(第二回)
至 六月十四日(第八回)

一 第二回(五月二十四日)

- (一) 出席者 全委員、事務局長及び局員
- (二) 議 事

(1) 條文の研究

(四) 次回は實際問題に付審査の演習をなして研究を続行する
ことを決定した。
この議事の方法が決定せられた。

一 第三回(五月二十九日)

- (一) 出席者 全委員、事務局長及び局員
- (二) 議 事

前回の決定に基づき申請四件につき審議の演習を行ふ一般
基準を發見せんとし之が發見は困難であった。

又才一審の審査決定の詳細な理由を審査委員會から入手
することを決定した。

見取

一 第四回(五月三十一日)

- (一) 出席者 全委員、事務局長及び局員
 - (二) 審 査
- 本日から愈々審査に入ったが何等確定的査定に到らなかつた。

一 第五回(六月五日)

- (一) 出席者 全委員、事務局長及び局員
 - (二) 審 査
- (1) 前回より引續き審議を続行し六件につき何等最後の
決定を見なかつた。
(四) 前記六件に付き第一審事務局長及係員から不承認に
関する理由を聴取した。

一 第六回(六月七日)

- (一) 出席者 全委員、事務局長及び局員

裏面白紙

(一) 審査

主として新たる二件につき審議したが決定に到らなかつた。
(三) 原審査委員会の委員及事務局職員と會合し意見の交換を行つた。

一 第七回 (六月十三日)

- (一) 出席者 全委員、事務局長及公局員
- (二) 申請人 神谷千別氏の関係者 田内道太郎氏 (日産取締役)
が約十五分間神谷氏の申請理由を敷衍陳辯した。
- (三) 審査
前回の審査の審議入件に關する一般的結論が審査された。

本日審査の決定せるもの左の通り

- (イ) 却下 神谷千別、鹿島良信
- (ロ) 差戻 前田雅智、澁澤全蔵

一 第八回 (六月十四日)

二 審査

- (一) 出席者 全委員、事務局長及公局員
- (二) 審査

本日審査の決定せるもの左の通り

- (イ) 却下 無し
- (ロ) 差戻 青木寅雄、大澤忠蔵、若上淳一
- (ハ) 審査期間延長方願 出ることとしたもの
井本定祐

(三) 来る六月十七日(木)午後五時より臨時委員会開催と決定

裏面白紙

財閥関係役員再審査委員會議事録

自昭和三十三年六月十七日(第九回)
至 六月二十六日(第十三回)

第九回(六月十七日)(臨時)

- (一)出席者 西山委員を除き全委員
事務局長及公局員

(二)議事

事務局長が總理大臣の決裁方法に関する司令部担当官の法的見解を委員會に傳達した。

(三)審査

懸案の諸件につき審査を促進したが確定的査定に到達したものが無かつた。

第十回(六月十九日)

- (一)出席者 全委員 事務局長及公局員

(二)審査

本日審査の決定せるもの左の通り

- (イ)差戻 伊藤 幸雄
- (ロ)却下 栗原 甚吾

第十一回(六月二十日)

- (一)出席者 円城寺委員を除き全委員 事務局長及公局員

11頁

(二)審査

本日審査の決定せるもの左の通り

- (イ)差戻 井本定祐 齋成宮吉 樋口実
- (ロ)却下 田中誠吉

第十二回(六月二十五日)(臨時)

- (一)出席者 全委員 事務局長及公局員

(二)議事

次回の委員會に於て古村誠一の件につき当時日本アルミニウム工業株式會社の社長たりし是永氏より事情聴取のことは決定

第十三回(六月二十六日)

- (一)出席者 西山委員を除き全委員
事務局長及公局員

(二)議事

前回の委員會の決定に基づき前日本アルミニウム工業株式會社社長是永氏が古村誠一に関する件を委員會に於て陳述した。

(三)審査

本日審査の決定せるもの左の通り

- (イ)差戻 永松 利熊
- (ロ)却下 佐々木 第吉

財閥関係役員再審査委員會議事録

自昭和二十三年六月二十八日(第十四回)
至 七月三日(第十五回)

第十四回(六月二十八日)

(一)出席者 全委員、事務局長及公局員
(二)審査

本日審査の決定せるもの左の通り

(1)却下 石村誠一、高井義一、倉持正次郎
(2)差戻 無し

第十五回(七月三日)

(一)出席者 全委員、事務局長及公局員
(二)審査

本日審査の決定せるもの左の通り

(1)却下 無し
(2)差戻 石川盛次、川瀬俊男

1/2頁
1/2頁

裏面白紙

財閥関係役員再審査委員会議事録
自昭和十三年七月五日(第十六回)
至 七月十一日(第十八回)

第十六回(七月五日)
出席者 全委員、事務局局長及び局員

(一) 審査

本日審査決定せるもの左の通り
(1) 差戻 前川 清、龜山 誠
(2) 却下 田中 孝三郎

第十七回(七月十日)
(一) 出席者 奥井 委員を除く全委員、事務局局長及び局員

(二) 審査

本日審査決定せるもの左の通り
(1) 却下 稲川 次郎
(2) 差戻 葛城 忠男

第十八回(七月十二日)
(一) 出席者 安西委員を除く全委員、事務局局長及び局員

(二) 審査

本日審査決定せるもの左の通り
(1) 却下 井上 逸郎
(2) 差戻 無し

裏面白紙

財閥関係役員再審査委員会議事録

自昭和二十三年七月十九日(第十九回)
至昭和二十三年七月二十八日(第二十二回)

第十九回(七月十九日)

- (一)出席者 大木委員を除く全委員及び事務局長 局員
- (二)審査 査

本日審査決定せるもの左の通り

- (1) 差戻 林準三、林政次、飯島佐内
- (2) 却下 中村民一

第二十回(七月二十日)

- (一)出席者 大木、加島両委員を除く全委員
事務局長及び局員
- (二)審査 査

本日審査決定せるもの左の通り

- (1) 差戻 川合菊平
- (2) 却下 なし

~~16頁~~
第二十一回(七月二十一日)

- (一)出席者 加島委員を除く全委員
事務局長及び局員
- (二)審査 査

本日審査決定せるもの左の通り

- (1) 差戻 中上川鉄四郎
- (2) 却下 なし

第二十二回(七月二十八日)

- (一)出席者 加島委員を除く全委員
事務局長及び局員
- (二)審査 査

本日審査決定せるもの左の通り

- (1) 差戻 箕浦多一、今泉武夫、明石寿夫、西村啓造
- (2) 却下 なし

賤岡関係役員再審査委員會議事録

自昭和三十三年八月二日(三十三回)
至 八月九日(三十五回)
(臨時會議)

一第~~十三~~三四(八月二日)

(一)出席者 全委員、事務局長及び局員

(二)議 事

(1) 古村誠一の件に關し、委員長より事務局長と同行し、
總理大臣と會見の結果本件再審査方總理より要望
且つ事務局長より連合軍總司令部と交渉せ
るよう指示があった旨を報告した。

(4) 委員會は左記の語人を喚問した

浦野三朗 (本人 許願者)

安田楠夫 (遠藤常久の件に關し)

村木武夫 (八田栖雄の件に關し)

指垣平太郎 (本人 許願者)

一第~~十三~~三四(八月二日)臨時會議

(1) 出席者 大木委員を除く全委員、事務局長及び局員

(二) 議 事

事務局長左記の件につき委員會に報告した

(1) 三井鋳山の十人の許願に關し、連合軍總司令部側の態度

(2) 古村誠一の件を再審査するに付、連合軍總司令部に於
て何等の異議なき旨

本日の臨時委員會は三井鋳山株式會社十名、許願に關し、特に
開催されたものがある。委員會は一般的討議の後八月十一日の
委員會に喚問する旨の語人を指定した。

一、第百五回（八月九日）

（一）出席者 全委員、事務局長及び局員

（二）議 事

本日藤川博の件に關し、平澤氏を喚問し、

（三）審 査

本日審査の決定せしむるに左の通り

（一）差 言 浦野五朗、遠藤幸久、藤川博

（二）却 下 八田楯雄、西中誠吉

19頁
~~14~~

裏面白紙

賤網関係役員再審査委員會議事録

自昭和三十三年八月十一日(才二十六四)
至昭和三十三年八月二十三日(才二十九四)

才二十六四(八月十一日)

- (一)出席者 全委員、事務局長及び局員
- (二)議 事

委員會は左記証人五名を喚問した

- (一) 杉本 潤本 (井上逸郎の件に關し)
- (二) 佐井辰男、川島三郎、田代壽男 (三井鋸山関係十名の件に關し)

才二十七四(八月十六日)

20頁

- (一)出席者 安西委員を除く全委員、事務局長及び事務局員
- (二)議 事

委員會は左記証人四名を喚問した

- (一) 浅野良三 (藤堂大藏、大村正篤の件に關し)
- (二) 渡辺 (中村文夫の件に關し)
- (三) 平川 (古村誠一の件に關し)
- (四) 古村誠一 (本人、許願人)

才二十八四(八月十八日)

- (一)出席者 全委員、事務局長及び局員
- (二)議 事

委員會は左記証人四名を喚問した

- (一) 江戸英雄、三井高修、倉山唯範、江口吾郎 (三井鋸山関係十名の件に關し)

才二十九四(八月二十三日)

- (一)出席者 奥井委員を除く全委員、事務局長及び局員
- (二)審 査

内閣總理大臣の命に依り委員會は古村誠一の件を再検討し前決定を賤網関係役員審査委員會へ差戻と変更した

裏面白紙

戦時関係役員再審査委員会議事録

自昭和二十三年八月二十五日(才三十回)
至昭和二十三年九月六日(才三十三回)

才三十回(八月二十五日)

- (一)出席者 全委員、事務局長及び局員
- (二)議事

委員合は左記証人三名を喚問した。

- (1) 國越 藤平 (三井鉱山関係十名の件に關し)
- (2) 猪原 春雄 ()
- (3) 櫻井 武 ()

(三) 審査

22頁
~~17頁~~

本日審査の決定せしむるに左の通り
(1) 差戻し 稲垣 平太郎

才三十回(八月三十一日)

23頁
~~18頁~~

- (一)出席者 全委員、事務局長及び局員
- (二)議事

委員合は左記証人三名を喚問した。

- (1) 杉 永 一 (三井鉱山関係十名の件に關し)
- (2) 春日 弘 (丸山五男の件に關し)
- (3) 佐々木 四郎 (井上逸郎の件に關し)

(三) 審査

本日審査の決定せしむるに左の通り

- (1) 申請却下 藤堂 大松

才三十二回(九月一日)

- (一)出席者 川添委員を除く全委員、事務局長及び局員
- (二)議事

委員合は左記証人三名を喚問した。

- (1) 杉 永 一夫人 (三井鉱山関係十名の件に關し)
- (2) 三井 高公 ()
- (3) 三井 高陽 ()

(三) 審査

委員令は七月十二日却下と決定した井上逸郎の件を再検討し前決定を財閥関係役員審査委員会へ差戻し変更した

一才三十三回(九月六日)

(一)出席者 全委員、事務局長及び局員

(二)議事

委員令は左記証人四名を喚問した

(イ)坂本健一(三井鉱山関係十名の件に關し)

(ロ)栗木幹一

(ハ)山川良一

(ニ)石田健一

(三) 審査

本日審査の決定せるもの左の通り

(イ)差戻し 井上勝一、中村文夫

(ロ)却下 高木幸吉

~~24頁~~
24頁

~~24頁~~
25頁

賤閑関係役員再審査委員會議事録

自昭和二十二年九月八日
至昭和二十三年九月二十四日

一才三十四回(九月八日)

- (一)出席者 全委員、事務局長及び事務局員
- (二)審査

本日審査の決定せしむの左の通り

- (一)却下 田村 駒次郎
- (二)差戻 近藤 鏡次

一才三十五回(九月十三日)

- (一)出席者 全委員、事務局長及び事務局員
- (二)審査

本日審査の決定せしむの左の通り

- (一)差戻 丸山 平男
- (二)却下 宮長 平作

二才三十七回(九月十五日)

- (一)出席者 全委員、事務局長及び事務局員
- (二)審査

本日審査の決定せしむの左の通り

- (一)差戻 大村 正篤、磯部 倫一郎、吉田 初次郎
- (二)却下 無

二才三十八回(九月二十四日)

- (一)出席者 全委員、事務局長及び事務局員
- (二)議事

三井鉱山會社関係の件に關し委員合けり出されたる
諸人喚問の結果ト基き一應仮決定を行つた

- (一)出席者 安西、丸山、前委員を除く全委員、事務局長
及び事務局員

裏面白紙

(三) 審査

三井鉱山會社関係の件に關し、事務局長の総司令部
タイアアエテス大尉からの情報を委員會に報告し、委員會
は次の決定を行つた。

- (一) 差戻 山川良一、石田 健、佐藤 久哉、山本勇助
- 河原崎 雄太郎、山田 義勇、長谷川 敏雄
- 杉山 三郎、中山 誠壽、大谷津 壽雄
- (二) 却下 無し

裏面白紙

